

# 教育合同・阪学労 共同闘争速報 2014年11月10日

発行 大阪学校事務労働組合 大阪市北区天満 1-6-8 六甲天満ビル内 06-6312-8470  
大阪教育合同労働組合 大阪市中央区北浜東 1-17 日本ワーデビル8F 06-4793-0633

## 大阪の教育行政と同様、まったく先行き見えず

教育合同と阪学労は10月29日、賃金・年末一時金に関する要求を大阪府・府教育委員会に申し入れ、11月7日に第1回団体交渉を行いました。

昨年同様、府人事委員会は交渉に先立って10月17日に月例級および特別給の引き上げを勧告しています。府・府教委はそのいずれも検討中と回答するにとどまり、組合からの要求に対してまったく新味のない回答に終始しました。

## 国や他府県の動向を気にするくせに、臨時主事首切りは府の判断？

組合の教員に労働基準法通り、時間外勤務手当を支給しろという要求に、教特法、給与条例により困難との回答に対し、時間外勤務の削減に対する手立てを追求しました。府教委の回答は、ICT活用（府立学校）、部活への外部講師活用等でしたが、ICTの導入は短期的には多忙化に拍車をかけており、外部講師は、結局教員が付き添う必要があり、両者ともに功を奏していない状態が組合の追求で明らかになりました。次回団交において改めて府・府教委の具体的な取り組みについて回答を求めました。また、今回の団交で新しく要求した再任用教職員の賃金引き上げについて、再任用校長では在職時の約80%賃金の一方、一般教職員は60%程度、民間では雇用保険から定年前の80%賃金が補償されることについて、国の動向を注視しているがまだ検討段階ではないと回答しました。

一方、国基準を常套手段として使う府・府教委が今年9月に就学援助加配の臨時主事を算定ミスであったと年度途中で首切りしたことについて、国の指導もなく大阪以外の同様に算定ミスをしていた他の自治体が首切りを回避したことを組合側は指摘しました。新たな要求項目としてあげた、府・府教委のミスによって年末一時金に損害が生じた臨時主事への差額補填については要求を拒否するなど、責任を負う姿勢はまったく見られませんでした。

## 総務省7.4通知はいまだ検討中の段階

臨時教職員に関する要求について、夏期団交において総務省7.4通知を検討中であると回答していた点の進捗状況を問いました。しかし、明確な期限をまったく示すこともなく検討中と繰り返すだけの府教委の姿勢について組合員からは怒りの声があがりました。7.4通知では臨時職員に一日の空白を設けて任用する法的な根拠はないと明確に示されています。また、それ以外にも「官製ワーキングプア」と称されるほど問題となっている「非正規公務員」についての国の考えが示されていますが、府教委はその検討状況を明らかにできません。

2014年度 年末一時金における役職段階別加算

	2014年度		学校関係	
	対象者	支給額	一人当たり	
20%加算	600人(2.1%)	1.3億円(5.8%)	216,000円	
15%加算	1,400人(4.9%)	2.3億円(10.2%)	164,000円	
10%加算	13,100人(45.8%)	13.1億円(58.0%)	99,000円	
5%加算	13,500人(47.2%)	5.9億円(26.1%)	43,000円	
合計	28,600人 100%	22.6億円 100%		

次回団交では、府の持ち帰り回答とともに人事委員会勧告を受けて具体的な回答が示されます。  
**第2回団体交渉は11月14日(金)第3入札室開始時刻は19時半を予定**

**全力結集を!**